

東京都肝臓専門医療機関指定要領

平成 19 年 7 月 10 日 19 福保保疾第 605 号  
 改正 平成 24 年 10 月 1 日 24 福保保疾第 994 号

(目的)

第 1 この要領は、東京都肝炎診療ネットワーク事業実施要綱（平成 19 年 7 月 10 日 19 福保保疾第 604 号。以下「要綱」という。）第 3 第 2 項に基づき、東京都肝臓専門医療機関（以下「肝臓専門医療機関」という。）の指定に関し必要な事項を定める。

(要件)

第 2 肝臓専門医療機関の要件は、日本肝臓学会肝臓専門医制度規則に基づき、社団法人日本肝臓学会理事長から専門医証の交付を受けた肝臓専門医又は委嘱を受けた指導医が在職する医療機関とする。

(指定)

第 3 肝臓専門医療機関の指定その他の手続きは、次に定めるところによる。

- (1) 肝臓専門医療機関の指定を受けようとする医療機関の管理者は、「東京都肝臓専門医療機関指定申請書」（別記第 1 号様式）により知事に申請するものとする。
- (2) 知事は、(1) の規定による申請があった医療機関が第 2 に定める要件に該当すると認めるときは、肝臓専門医療機関に指定するものとする。
- (3) 知事は、(2) の規定により肝臓専門医療機関の指定をしたときは、「東京都肝臓専門医療機関指定通知書」（別記第 2 号様式）により当該医療機関の管理者に対し、その旨を通知するものとする。
- (4) (2) による指定を受けた肝臓専門医療機関の管理者は、(1) により届け出た事項に変更が生じたときは、「東京都肝臓専門医療機関届出事項変更届」（別記第 3 号様式）により、知事に届け出るものとする。

(5) 肝臓専門医療機関の管理者は、(2)による指定の取消しを申し出るときは、あらかじめ知事に協議した上、「東京都肝臓専門医療機関指定取消申請書」(別記第4号様式)により知事に申請するものとする。

(6) 知事は、肝臓専門医療機関の管理者から(5)の申請があったとき又は肝臓専門医療機関が要綱第3第3項に規定する役割を担うことが困難であると認めるときは、(2)の規定による指定を取り消すことができる。

(肝臓専門医療機関リスト)

第4 知事は、要綱第3第3項に規定するかかりつけ医と肝臓専門医療機関との連携の推進に資するため、次に定めるところにより東京都肝臓専門医療機関リスト(以下「医療機関リスト」という。)を作成するものとする。

(1) 知事は医療機関リストに、肝臓専門医療機関に関する次の事項を記載する。

- ア 医療機関名
- イ 所在地
- ウ 電話番号
- エ 肝臓専門医療機関指定コード
- オ その他知事が必要と認める事項

(2) 知事は、医療機関リストを東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課(以下「疾病対策課」という。)のホームページに掲載するものとする。

(3) 知事は、第3(4)に規定する届出があったとき又は第3(6)による指定の取消しを行ったときは、(2)のホームページの掲載内容を更新するものとする。

(肝臓専門医療機関の定期報告)

第5 知事は、肝臓専門医療機関に関する情報を整備するため、次に定めるところにより肝臓専門医療機関の管理者から報告を求めるものとする。

(1) 知事は、2年に1回、当該年の10月1日現在の肝臓専門医療機関に関する情報について報告を求めるものとする。

(2) 知事は、「東京都肝臓専門医療機関定期調査報告書」(別記第5号様式)

を肝臓専門医療機関の管理者に送付し、報告を求めるものとする。

- (3) 知事は、(2)の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該肝臓専門医療機関の管理者に対し、第3(4)又は第3(5)に規定する手続きをするよう求めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。